

1章 はじめに

1 計画の背景・目的

(1) 計画策定の背景

岩見沢市では、平成 21 年度に「岩見沢市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、北 5 条団地や栗沢栄団地など老朽化が進む市営住宅等の建替事業や予防保全的な改善事業などを適切に進めてきました。

一方で、本計画の策定以降、市では平成 28 年度に公共施設等の適切な保有と配置、維持管理等に関する基本的な方針を定めた「岩見沢市公共施設等総合管理計画」を策定、国では平成 28 年度に「公営住宅等長寿命化計画策定指針」を改定しています。

平成 21 年度に策定した本計画の計画期間は平成 30 年度で終了することから、市営住宅等の管理状況及び入居者意向等を整理し、国や市の上位計画などの方針と連携しながら、今後 10 年間で計画期間とする新たな計画を策定します。

(2) 計画の目的

本計画は、市営住宅等の管理状況や将来的な需要見通しを踏まえ、効果的・効率的な事業手法と事業プログラムを検討し市営住宅等の適切なマネジメントを図ることを目的として策定します。

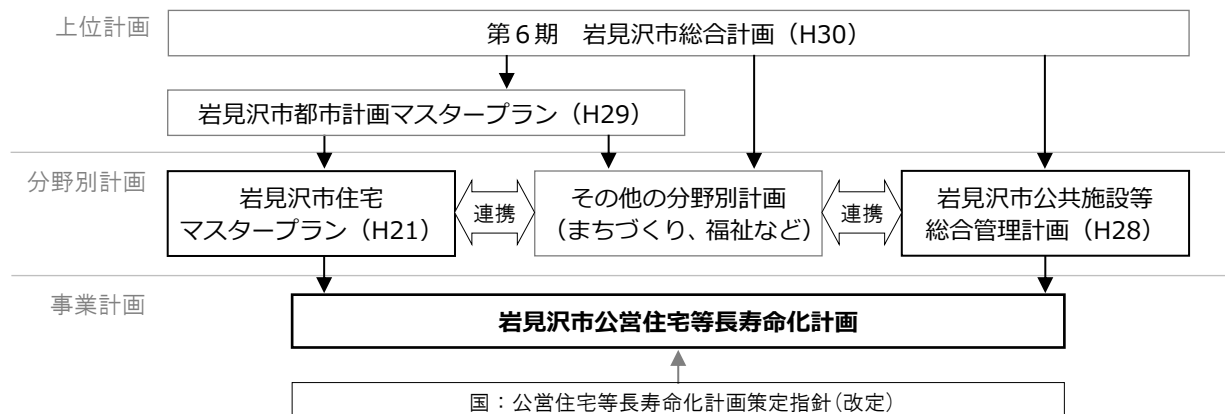
2 計画期間

本計画は、平成 31 年度から平成 40 年度までの 10 年間で計画期間として策定します。なお、社会情勢の変化、事業進捗等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置づけ

本計画は、住宅部門の分野別計画である「岩見沢市住宅マスタープラン」と、公共施設マネジメントの基本方針を示す「岩見沢市公共施設等総合管理計画」を上位計画とする市営住宅等の活用方針等を定める個別の事業計画となります。

図 1-1 計画の位置づけ



4 策定体制

本計画は、有識者からなる岩見沢市営住宅審議会（以下「審議会」という。）において審議します。審議会に諮る原案は、庁内関係職員による庁内検討部会（以下「検討部会」という。）を設置し、協議・調整します。

また市営住宅等入居者に対してアンケート調査を実施し意向等を把握するとともに、計画素案を公表してパブリックコメントを実施します。

事務局は、建設部建築課に設置し、適宜北海道等と調整を行います。

図 1-2 策定体制

